

認定こども園における地域への子育て支援サービスにかかる建築的対応 —子育て相談スペースに着目した秋田県内の調査より—

建築・都市アメニティグループ
B09C022 菅原 功子

認定こども園 地域サービス 子育て支援 相談スペース

1. はじめに

1.1 研修の背景

2006年に創設された認定こども園制度⁽¹⁾(以下、「こども園制度」)では、幼稚園と保育園の一体運営と、地域への子育て支援サービス(以下、「地域サービス」)を提供する取り組みが行われる。子育て中の親子、特に地域の未就園⁽²⁾の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を提供することが求められている。

認定こども園は、この地域サービスの提供により未就園児の保護者と接する特徴を生かした、新しい地域の子育て支援センター的存在となることが期待されている。

しかし、都道府県が定めた認定こども園の認定基準⁽³⁾には、地域サービスの具体的内容と、それに伴うスペースの設置基準が定められていない。そのため、子育て相談スペースの確保についても各園の判断に委ねられている。また、秋田県内では、幼保一体型の施設をこの制度以前に建設した事例があり、その後に認定こども園へと発展する園も存在している。そのため、幼保運営のための園舎計画はされているものの、地域サービスのためのスペースを配慮した園舎計画はなされていないことが想定される。

とりわけ子育て相談サービスは、こどもの発育や食事、排泄など子育てに対する直接的相談内容と、家庭環境や夫婦関係、育児ストレスなど子育てに対する間接的相談内容があり、多岐に渡る。そのため、利用者の相談内容に応じてプライバシーを守る環境配慮と、利用ニーズに応じた実施スペースの確保が求められると考える。

1.2 研修の目的

以上のことから、本研修では秋田県内の認定こども園において、子育て相談スペースに着目し、相談サービスの内容と相談に使用されるスペースの対応の把握をする。その上で相談スペースにかかる建築的対応状況を考察し、今後の認定こども園設置に伴う新築や増改築計画における子育て相談スペースのあり方の知見を得ることを目的とする。

2. 研修の枠組み

2.1 研修上の仮説

本研修では「認定こども園における子育て相談スペースには、認定基準が特に定められていない。そのため、相談スペースの確保にかかる建築的対応ができておらず、種々の問題が発生している」と仮説立てて分析を行う。

2.2 研修の対象

研修の対象は、子育て相談サービスが行われている⁽⁴⁾こと、こども園制度以前に幼保一体型の施設として建設された園舎であること、同等の地域サービスを行っている⁽⁴⁾こと、運営補助制度⁽⁵⁾が比較的手厚いことから幼保連携型⁽⁶⁾であること、幅広いニーズに対応できる幼保並列型⁽⁷⁾であることの5点から条件を設定し、県内全20園の中から以下の3園を抽出した。

- ・ノースアジア大学付属のびのび幼稚園・付属のびのび保育園(秋田市)(以下、のびのび園)
- ・認定こども園なかせんワイワイらんど(大仙市)(以下、なかせん園)
- ・潟上市立若松幼児教育センター(潟上市)(以下、若松センター園)

2.3 研修の方法

2.1の仮説に基づき、子育て相談サービスの実態、相談スペース及びその使い方について地域サービス担当者及び園長のヒアリング調査を行う。その結果を子育て相談スペースの相談環境により類型化し、子育て相談スペースの建築的対応状況について考察を行う。

3. 子育て相談サービスの概要

3.1 子育て相談サービスの内容

認定こども園における地域サービスは地域の未就園児の保護者に向けた子育て相談、園開放、親子登園である(表1)。この中で、子育て相談サービスは、秋田県内の全ての園で実施されていることから、地域サービスの中でも重要なサービスの一つとして位置づけられる。

対象園はすべて電話相談、来園による対面相談のサービスを実施している。なお、本研修では主に来園による対面相談時の実施スペースに着目する。

表1 未就園児とその保護者を対象とした地域子育て支援サービスの内容

	のびのび幼稚園・保育園	なかせんワイワイらんど	若竹幼児教育センター
子育て相談	【内容】電話相談、来園による対面相談 【日時】月～金 10:00～17:00	【内容】電話相談、来園による対面相談 【日時】月～金 随時	【内容】電話相談、来園による対面相談 【日時】月～金 9:30～15:00
園開放	【内容】子育て支援室を開放し、同年齢のこども同士を遊ばせたり、保護者同士で情報交換の場として利用できる。	【内容】拠点を地域子育て支援相談室とし、保育室や園庭の開放。園内で自由に遊んで良い。ただし、必ず親子セットの来訪であること。	【内容】親子が交流できる専用スペースで遊んだり、情報交換の場として利用できる。専門スタッフが来園親子を見守る体制にて実施。
親子登園	【内容】保育室・遊戯室・園庭で遊ぶ。 【イベント内容】座談会、大型絵本の閲覧、給食試食会、バスドライブ、クリスマス会など 【場所】遊戯室、園庭、園外等 【備考】「園開放のびのび広場」として園行事参加含む	【内容】地域子育て支援相談室で、未就園児親子で親同士の情報交換、好きな遊び等を実施。 【イベント内容】座談会、食育講座、保健士の講話、絵本の読み聞かせ、消防車乗車体験、運動遊び、豆まきごっこ、ふれあい遊びなど 【場所】地域子育て支援相談室	【内容】親子で自由に園内の遊具で遊んだり、手遊びや歌、制作遊びなどを楽しんだりする。園行事参加することもある。 【イベント内容】読み聞かせ、父親参加親子食育教室、親子遠足、子育て喫茶など講座・講習会、栄養士・保健士相談事業 【場所】園舎内、園外施設等
	園行事	【内容】園行事への参加。 【行事内容】七夕お楽しみ会、園祭、夏祭り、運動会	【内容】園行事参加OK。基本的にいつでも参加自由。 【行事内容】英語教室、華道講座、親子遠足、どんぱん祭りなど

3.2 子育て相談スペースの設置状況とその使われ方

3園とも子育て相談サービスの専用スペース確保のための園舎の増改築や専用部屋の設置は行われていない。サービス実施時の各園の子育て相談スペースの使用状況は、相談内容に応じて園舎内のスペースを使い分けていた。(図1)

のびのび園は、園長室(a)、遊戯室(b)を使い分けることで確保していた。どちらも部屋の一部スペースを共用することでサービスが実施されていた。とりわけ、遊戯室での相談サービスは、保護者と園スタッフがこどもの様子を見守りながら談話する状況下の時に行われる。

なかせん園は、小会議室(c)、職員室(d)を使い分けることで確保していた。小会議室では一部屋使用、職員室は部屋の一部スペースを共用することで実施されていた。

若竹センター園は、地域支援センター室(e)、職員室(f)、子育て支援センター(g)を使い分けることで確保していた。地域支援センター室は通常地域住民の活動支援のために使われる部屋であり、相談使用時は一部屋を使用する。園内にある子育て支援センターは地域の未就園児及びその親子の集う場として設置したものであり、通常子育て支援専属のスタッフが親子の交流の円滑化をはかっている。この部屋での相談は保護者または複数の保護者と専属スタッフがこどもの様子を見守りながら談話する状況下の時に行われている。職員室は部屋を一部共用することでサービスが実施されていた。

4. 子育て相談サービスにかかる建築的対応

4.1 子育て相談スペースの相談環境による類型化




調査結果から、各園の子育て相談スペースはこれらをフルクローズ型、セミクローズ型、オープン型の3つに分類できる(表2)。

4.2 類型別にみた建築的対応の考察

フルクローズ型は、プライバシー保護のため、会議室等の空き部屋を一部屋すべて使用することで対応していた。セミクローズ型は、職員室のミーティングスペース等の部屋の一部を使用することで対応していた。

フルクローズ型の方がプライバシーの保護の点から望ましいが、準備できていない場合は、セミクローズ型で対応することも可能である。その際、相談スペースに間仕切りを設けたり、相談スペースと他の人が使用するスペースと距離を取ることなどの配慮が必要である。

表2 子育て相談スペースの相談環境による類型化

モデル園	クローズ型		オープン型
	フルクローズ型	セミクローズ型	オープン型
			
特徴	保護者と園スタッフの他に誰もいない相談環境下でサービスが行われる。この方式は、保護者が他人に公開したくない深刻な相談を希望する際に実施される。	保護者と園スタッフの他に園職員がいる相談環境下で行われる。	園開放等の際に保護者と園スタッフの他に園職員や園児、他の保護者がいる相談環境下でサービスが行われる。またこの方式は園スタッフと談話しているうちに、相談へと発展して行く場合もある。

また、オープン型は、保護者と園スタッフの自然な会話のコミュニケーションから偶発的に派生することが多い。その場合、オープン型は、本来子育て相談としての場ではないところであるため、こどものための施設設備は整っているが、相談サービスを考慮した設備は整っていない。例えば相談しやすい環境づくりのために遊戯室の端スペースに多目的ベンチを設けることが考えられる。

なお、相談に訪れる保護者は、まずは親子登園のようなイベントに参加して、園スタッフと顔見知りになり、交流することで信頼関係が生まれ、より深刻な相談をするような関係性が確認された。このような、一連の流れに対応するには、オープン型とクローズ型の両方のスペースを準備しておくことが重要である。

5. まとめと今後の課題

本研修では、認定こども園では未就園児の保護者から寄せられる相談内容が多岐に渡るため、フルクローズ型からオープン型までその内容に応じ相談スペースを使い分けていることが明らかとなった。

今後の課題として、より具体的な建築的対応を把握するため、認定こども園における子育て相談の未就園児の保護者の利用ニーズの把握が必要である。

【補注】

- 1) 正式名称は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的提供の推進に関する法律」。文部科学省と厚生労働省が所管。
- 2) 就学前で、認定こども園に入園していないことを指す。
- 3) 認定基準は認定こども園の認定基準に関する国の指針に基づき都道府県が定める。
- 4) 本研究では、美の国あきたネット秋田県認定こども園各園の認定概要より子育て支援事業の内容項目から記載されていると確認できる園から抽出した。
- 5) 認定こども園の設置形態により、利用できる補助制度が異なる。
- 6) 認可を受けた幼稚園と保育所が連携して運営されるもので、国から幼稚園就園奨励費・保育所運営費が支出される。
- 7) 保育補助単価では幼児並列タイプと年齢区分タイプの2タイプがあり、幼児並列タイプは保育を0-5歳まで受け入れるタイプ。

【引用・参考文献】

- 1) 新藤慶：幼児総合施設の実態と課題認定こども園を扱った調査研究の帰結を中心として、新見公立短期大学紀要 第29巻 pp.181-188,2008
- 2) 美の国あきたネット秋田県公式WEBサイト
http://www.pref.akita.lg.jp/www/toppage/00000000000000/APM03000.html

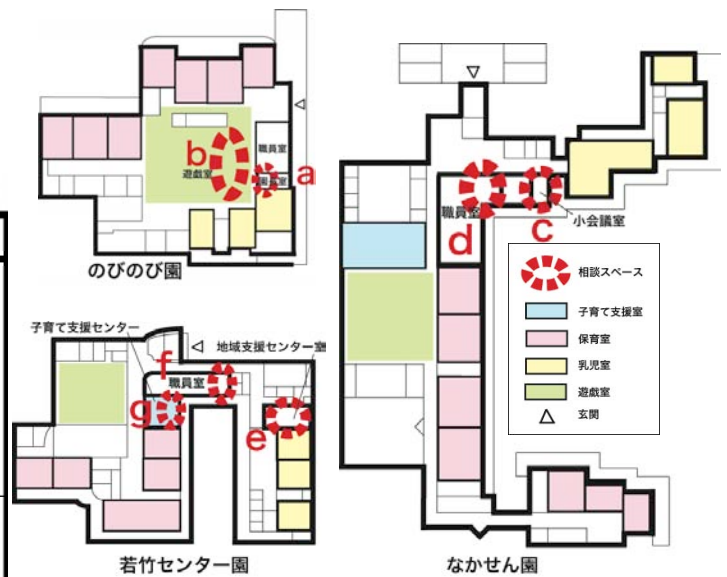


図1 3園の子育て相談スペース